

清水勤勞者山岳会

規約、規定集

2005年3月27日 70部

趣 意 書

清水勤労者山岳会

(1966年8月6日)

最近、勤労者の健全なレクリエーションとしての登山が盛んに行われています。それは、空前の登山ブームともいわれています。けれども、まだ多くの人達は、山に行きたくても時間や経済の都合が悪かったり、適当な指導者がいなかったりして、思うように行かれないのが現状で、まだまだ山は、真に私達働く者の^{もの}者とはなっておりません。その為、無理な歩き方をしたことによる遭難事故等も多くなってきています。

また、現在の登山界の中にも色々な考え方があります。記録を作るためには生命を賭けても登ろうとする者、山を一部特権階級のものと考えて大衆化に反対する者、山をことさら神聖化して社会と隔絶させておこうとする者、逃避的な気持ちで山に入る者等、さまざまです。これらの誤った考え方もまた遭難の原因になっています。登山は生命を賭けるべきものでもなく、社会と隔絶して存在すべきものではありません。

登山は勤労者の健康を増進し、生活文化を豊かにする為のものです。そのためには社会の色々な事柄と有機的なつながりをもって正しく発展してゆくものでなくてはなりません。

ここで私達は、音楽の分野における労音のように、すべての勤労者が気軽に入会でき、安く、安全に、楽しく登山できる為の便宜をはかり、登山学校や研究会を解説し、外国の山岳会との交流をはかるなどして、正しい登山運動を促進させてゆく事の必要性を痛感し、勤労者山岳会を作りました。

この運動を発展させる為、勤労者の皆さんの積極的な参加と、各方面の活動家、業者の皆さんのご協力をお願いする次第です。

清水勤労者山岳会 規 約

1966年8月6日

清水勤労者山岳会結成総会決定

第一章 総 則

第1条 この会は、清水勤労者山岳会と呼び、事務所を静岡市に置く。

第2条 この会は、個人加盟を原則とする

第二章 会 員

第3条 趣意書及び規約を承認し、規約に定められた会費を納入し、所定の手続きを行ったものは加盟することが出来る。退会する時は、退会届を会長に提出し運営委員会の承認を得る。脱会した時、会費は返さない。

第三章 目的と事業

第4条 この会は、次のことを目的とする。

登山を広く一般労働者のものとし、会員相互の交流と親睦を図り、健全な登山思想および技術の普及と発展を図る。

第5条 この会は、前条の目的を遂行するために次の事業を行う。

- 1、登山に関する指導と援助
- 2、関係団体、業者および関係機関との渉外事務
- 3、定期的な集会
- 4、定期的な山行
- 5、遭難救助活動
- 6、機関誌発行その他の出版活動
- 7、登山活動と直接、間接に結びつく社会諸問題に対する積極的な取り組み
- 8、その他

第四章 機 関

第6条 この会は、次の機関を置く。

- 1、総会

総会は、会の最高議決機関で、年一回運営委員会が召集する。
総会は、全会員で構成され、過半数をもって成立する。尚、必要に応じて運営委員会は臨時総会を召集することができる。総会の決定は、出席会員の3分の2以上をもって行い次のことを行う。

経過報告、活動報告、財政報告、予算

規約規定の改廃、役員選出、その他重要事項について

2、運営委員会

運営委員会は、この会の運営を司り、次の役員で構成する。

会長……………1名

副会長……………2名

運営委員……数名

役員は、総会によって選出され、任期は次期総会までとし、再選は妨げない。また役員の補充は運営委員会で決定し、全役員の任期の残り期間とする。

3、事務局

会の運営をより充実させる為に事務局（専門部）を設置し、事務局長は副会長が兼務する。各専門部長は、運営委員の中から会長が任命し、専門部員は各専門部長が会員の中から選んで会長の承認を得る。尚全会員がいずれかの専門部または山行企画部に属する事とする。

組織部、財政部、機関誌部、自然保護部

4、山行企画部

登山愛好者なら誰でも気楽に参加できるハイキングを行い山の楽しさ、仲間の良さを一般的に広めると共にスポーツ登山、すなわちレジャーとしての登山からの脱皮を図り、より高度な登山を目指し、会員の登山思想、登山技術を実践的な面から向上させる。また、遭難防止の見地から常に会員の山行を把握し、教育指導する。山行企画部長は、運営委員の中から会長が任命し、山行企画部員は山行企画部長が会員の中から選んで会長の承認を得る。

5、遭難対策委員会

会員が山行中不測の事態を生じた場合、直ちに対策が立てられる様、遭難対策委員会を常設する。遭難対策委員会は運営委員および山行

企画部の中から会長が任命し、遭難対策委員長は会長が兼務する。
6、1項から5項のほか運営委員会で必要と認められた場合、臨時の委員会を置くことが出来る。(規約改正委員会など)

第五章 財 政

第7条 この会の経費は、会費、寄付、事業収益をもって賄う。

第8条 この会の財政年度は、3月1日から翌年2月末日までとし、財政報告は定期総会の都度行い、総会の承認を要する。

第9条 会費は前納で、一ヶ月800円とする。また、入会金を1,000円とする。また、夫婦会員はどちらか一方の会費を半額とする。
一年間会費未納者は本人に確認のうえ退会扱いとする

第10条 この規約に明記されていない運営に必要な規則については、別に定めることが出来る。

第11条 この規約は、1966年8月6日から施行する。

(1969年 4月 1日 第 1改正)

(1970年10月25日 第 2改正)

(1971年10月17日 第 3改正)

(1972年10月22日 第 4改正)

(1973年10月14日 第 5改正)

(1977年 4月10日 第 6改正)

(1980年 3月30日 第 7改正)

(2001年 3月30日 第 8改正)

(2004年 3月28日 第 9改正)

清水勤労者山岳会 慶弔規定

第1条 弔事

1、会員の死亡 香料 10,000円

- 2、会員の配偶者の死亡 香料 5,000円
3、会員の子供の死亡 香料 5,000円

第2条 見舞い

- 1、会員が疾病のため入院（1週間以上）した時
見舞金 3,000円

第3条 この規定の費用は、運営費をもって運用する。

第4条 この規定は、1992年4月1日から施行する。

清水勤労者山岳会 山行規定

第1条 この規定は、趣意書の精神に基づき会員の登山思想及び技術を向上させ、遭難事故を未然に防ぎ、安く、楽しく、安全な登山を確立し、民主的な登山活動を発展させることを目的とする。

第2条 この規定は、会員が参加する全ての山行に適用する。

第3条 この規定で云う「山行」とは、山に登ることを目的としたスポーツ及びレクリエーションの事で、家を出てから家に帰ってくるまでのことを云う。

第4条 会員は一泊以上の日数をかける山行、千メートル以上の山を目的とする山行を行う時は、原則として出発の一週間前までに山行企画部へ山行計画書を提出し、承認を得なければならない。

第5条 山行企画部は、提出された山行計画書を検討し、不備な点を指摘し、変更、改善、または中止を勧告することが出来る。

第6条 会員は、山行企画部による山行計画書の変更、改善、または中止の勧告があった場合それに従わなければならない。

第7条 単独による氷雪の山およびバリエーションルートの登高は、原則として禁止する。

第8条 会員は、山行が終了した時、口頭ですみやかに、山行企画部または残留責任者に帰着報告をするとともに、山行企画部へ山行報告書を提出しなければならない。なお、山行計画の変更が生じた場合、出来る限り山行企画部または、残留責任者に連絡を取らなければならない。ことに事故が生じた場合は、すみやかに連絡を取らなければならない。残留責任者は、山行企画部員が、山行に参加するなどして不在の時、または不在が予測される時は会長が任命する。

第9条 帰着予定日を過ぎて2日目、山行中の事故および帰着報告がなく、かつ消息不明の場合、遭難とみなし遭難対策規定を適用する。

第10条 会員がこの規定に違反した場合、会長は山行企画部の意見を聞いて注意、権利の停止、除名を命ずることが出来る。

第11条 会員は全ての山行において健康保険証または、身分証明書の携帯を義務とする。

第12条 会員は労山遭難対策基金加入を義務とする。保険金の内、捜索費用に対する填補金は、清水勤労者山岳会遭難対策本部が受取人となり、捜索活動のために使用することが出来るとする。

第13条 この規定に明記されていない問題については、山行企画部と運営委員会との合同会議の決定に従う。

第14条 この規定の改廃は、総会において出席者の3分の2以上の合意によって決定する。

第15条 この規定は1969年4月1日から施行する。

(1971年10月17日 第 1改正)

(1972年10月23日 第 2改正)

(1980年 3月30日 第 3改正)

(2003年 3月30日 第 4改正)

清水勤労者山岳会 遭難対策規定

第1条 この規定は、規約第5条5項および第10条に基づいて定める。

第2条 山行規定第9条に云う遭難が発生した場合、遭難対策委員会はただちに遭難対策本部を設け、救助活動を開始する。

第3条 会員の遭難に対して会の力だけでは救助力が不足する場合、県連盟に応援を要請する。

第4条 県及び全国連盟の他山岳会の遭難については、連盟の要請に基づいて可能な限り援助する。

第5条 連盟外の遭難について救助の要請を受けた場合は、遭難対策委員会で検討し決定する。

第6条 第2条、第3条に該当する場合の救助、あるいは捜索に要する費用は労山遭難対策基金より支出し、その支出をもってなお費用の不足が生じた場合は、清水勤労者山岳会遭難対策基金からの支出を検討する。清水勤労者山岳会遭難対策基金からの支出の是非、具体的な支出項目、金額については臨時総会において決定する。

第7条 会員の山行で山行企画部が承認していない山行の場合は、この規定は原則として適用しない。

第8条 削除

第9条 この規定に明記されていない問題については、趣意書の精神に基づき遭難対策委員会で検討し決定する。

第10条 この規定の改廃は、総会において出席者の3分の2以上の合意によって決定する。

第11条 この規定は1969年4月1日から施行する。

(1972年10月22日 第1改正)

(1980年 3月30日 第2改正)

(2000年 3月26日 第3改正、第8条、「30円」を「20円」に改正、「内10円は県連への上納金とする」を削除)

(2003年 3月30日 第4改正)

清水勤労者山岳会 共同装備規定

第1条 全財産の共同装備（以下装備という）の取り扱いについて次のように定める。

第2条 装備は山行企画部で管理する。

第3条 会員は山行時に装備の貸出しが出来る。ただし、会山行を優先する。

第4条 装備の貸出しの際及び収納の際は、山行企画部、借用者、両者立ち会いのもとに異常の有無を点検して記録しておかなければならない。

第5条 装備使用後は、よく手入れをして返納しなければならない。もし使用法を誤って破損させたりした時、使用者は責任を持って自費で補修または補充しなければならない。

- 第6条 借用者が山行企画部の承認を得ず装備を又貸しする事は禁止する。
- 第7条 装備の新設、自然消耗に対する補修などについては、山行企画部で検討し、財政部の承認を得て決定する。
- 第8条 この規定に明記されていない装備に関する事柄については、山行企画部で検討し、原則として運営委員会の承認を得て決定する。
- 第9条 この規定の改廃は、総会において出席者の3分の2以上の合意によって決定する。
- 第10条 この規定は1969年4月1日から施行する。

(1972年10月22日 第1改正)

(1980年 3月30日 第2改正)

清水勤労者山岳会 山行時の自家用車使用に関する規定

- 第1条 目 的
当規定は、自家用車を使用する山行において、事故を未然に防ぎ事故発生の際、その処理および費用の算出をスムーズに進めることを主たる目的とする。
- 第2条 対 象
会山行、個人山行にかかわらず当規定を適用する。
- 第3条 使用車両
山行に使用する車両は、次の項目を満たしていなければならない。

- 1、車両は法定による点検整備を正しく実施し、日常の管理を充分行う他、山行に使用する際には特に念入りに点検整備を実施すること。
- 2、車両は次の条件にて任意保険に加入すること。
対人 無制限
対物 1千万円以上
同乗者 1千万円以上
- 3、気象、地形、その他トラブルに対処できる付属装備を搭載していること。
- 4、車両所有者は、安全保障のないパーティに対し車の貸出しを認めないこと。

第4条 安全運転

車両の運転に関しては、次の項目を厳守すること。

- 1、道路交通規則を守り、安全運転、防衛運転に留意すること。
- 2、疲労等により安全運転が遂行できない場合は、いかなる場合にも直ちに運転を中止すること。
- 3、2時間以上継続して運転してはならない。
- 4、運転交代要員を必ず1名以上確保すること。(単独の時を除く)
- 5、同乗者は少なくとも1名以上が運転助手役を果たすこと。
- 6、任意保険による年齢制限に該当するものの運転を認めない。
- 7、シートベルトの着用。
- 8、山行参加者が運転する車両に同乗する場合には、好意的に同乗させてもらう。
- 9、同乗者全員で、安全運転につとめる。

第5条 車両使用に関する費用

車両使用(平穩時)に際し、かかる費用は次項により算出し、同乗者(車両が複数の場合は参加者)数により均等配分する。

- 1、燃料費 消費燃料の実費
- 2、オイル代 3000kmにて交換するものとして算出するが、車両使用料の単価に含む
- 3、有料道路代 実費

- 4、車両使用料 走行距離1km 当たり10円 (オイル代含む)
- 5、運転者手当 走行距離1km 当たり10円
- 6、普通車5名ワゴン車6名以上乗車する時は、車両使用料を30%増しとする

第6条 トラブル時の費用の扱い

事故等トラブル発生時にかかわる費用については、基本的には同乗者の相互負担により処理するものとするが、取扱は次項による。

- 1、スピード、一時停止違反については、基本的には運転者の全面責任とする。
- 2、駐車違反については、車両の所有者、不在の場合はそれに変わる責任者の全面責任とする。
- 3、車両の故障について、その原因が当山行にある場合は、全費用同乗者にて均等に負担する。不明の場合は、車両の所有者に50%以上の責任があるものと判断し、残りの費用を所有者を除く同乗者にて均等に負担する。
- 4、事故に関しては保険にて処理することを第一とするが、その範囲外については道路交通法その他関連法規に則り、社会通念上妥当な判断のもと、該当する参加者全員で解決にあたる。但し搭乗者については保険の範囲内で処理する事を原則とする。
- 5、事後わだかまり等発生のないよう、充分話し合いの上処理すること。

第7条 その他

当規定にないこと及び当規定では処理が不可能な場合は、運営委員会、当事者により処理委員会を設置し解決の事とする。

当規定に違反しトラブルが発生した場合、当会は一切関知しない。

第8条 当規定の改廃は総会で決める。

第9条 当規定は1986年4月1日より施行する。

(1994年 4月 1日 第 1改正)

(1997年 3月30日 第 2改正)

静岡県勤労者山岳連盟 規約

第一章 総 則

第1条 この連盟は日本勤労者山岳連盟の県段階における連盟組織で、静岡県勤労者山岳連盟と呼び事務所を静岡市に置く。

第二章 加盟団体

第2条 趣意書及びこの規約を承認し、連盟費を納入し、所定の手続きを取った団体は加盟することが出来る。

第3条 この連盟に加盟した団体は、自動的に日本勤労者山岳連盟の加盟団体となる。

第4条 加盟団体は連盟の諸活動に参加できる。但し、3ヶ月以上正当な理由なくして連盟費を納入しない場合は加盟団体の資格を失う。

第5条 特殊な条件に応じて個人加入を認める。その手続きは理事会で定める。

第三章 目的と活動

第6条 この連盟は次の事を目的とする。

- 1、健全な登山思想と登山技術を高め、広めるための登山学校の開設とその他の活動
- 2、加盟団体の活動についての指導と援助、加盟団体間の交流
- 3、未組織地域に運動を広める活動
- 4、機関誌の発行、その他の出版活動
- 5、遭難予防及び対策の指導
- 6、関係団体、機関、業者との提携

7、その他

第四章 機 関

第7条 この連盟に次の機関を置く。

1、総 会

総会はこの連盟の最高議決機関で、年1回理事長が召集する。総会には各加盟団体から人数割りで選出された代議員で構成され、過半数の出席をもって成立する。

尚、必要に応じて理事長は臨時総会を召集することが出来る。また、加盟団体の3分の1の要請があった時は臨時総会を開かなければならない。総会の決定は出席者の過半数をもって行う。

2、理事会

理事会は総会から次回総会までの執行機関で会長、理事長、理事で構成される。

第8条 この連盟に次の役員を置く。

会 長	1名	理 事	若干名
理事長	1名	会計監査	2名
副理事長	3名		

役員は総会において選出され、任期は次回総会までとし、再選は妨げない。また、役員・補充役員の任期は前任者の残り期間とする。

第五章 財 政

第9条 この連盟の財政は連盟費、分担金、その他で賄う。

第10条 この連盟の会計年度は2月1日から翌1月31日までとし、会計報告は定期総会の都度行い総会の承認を受ける。

第11条 連盟費は加盟団体構成員1名に対し、1ヶ月210円とし、3ヶ月前納とする。分担金は必要に応じて徴収する。

第六章 附 則

第12条 納入した連盟費はその連盟を脱退しても返却しない。

第13条 理事会はこの規約に定められていない問題について規約の精神に基

づき処理することが出来る。

第14条 規約の改正は総会の議決によらなければならない。

(1966年 8月31日改正) (1972年10月 1日改正)

(1976年 3月 2日改正) (1979年 3月 4日改正)

(1982年 3月 7日改正) (1987年 3月 1日改正)

(1990年 3月 4日改正) (1991年 3月 3日改正)

(1993年 3月 7日改正) (1998年 3月 1日改正)

(2001年 3月 4日改正)

